

1 日 時 平成30年8月20日(月) 午前10時00分～午前11時50分

2 場 所 北海道庁別館5階大会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 大平 義隆(北海学園大学経営学部教授)
副部会長 田村 愛美(税理士スクエア会計事務所税理士)
特別委員 内田 賢悦(北海道大学大学院工学研究院教授)
特別委員 齋藤 健一郎(小樽商科大学准教授)
特別委員 山岡 俊勝(元岩見沢市建設部長)
特別委員 安達 栄次郎(小樽建設協会専務理事・事務局長)

(2) 事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長	山 出 均
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	堀 剛 一
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	齋 藤 尚 子
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課長	大 島 吾 一
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	溝 口 崇
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課主事	松 尾 将 志

(3) オブザーバー

経済部地域経済局中小企業課主幹	今 井 雄 二
経済部地域経済局中小企業課主任	小 林 和 哉

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- (1) 「DCM ホーマック花川店」(石狩市)に係る法第6条第2項(変更)の届出について
- (2) 「小樽新光複合施設」(小樽市)に係る法第5条第1項(新設)の届出について
- (3) 「(仮称) TRIAL 小樽新光店」(小樽市)に係る法第5条第1項(新設)の届出について

6 発言要旨

- (1) 事務局から、「DCM ホーマック花川店」(石狩市)に関する届出について、届出の概要説明を行った。

質疑、発言

- ・委員からの質疑、発言なし

(部会長) 意見等がなければ、「DCM ホーマック花川店」の変更の届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別添答申文案のとおり答申することで良いか。

(全 員) 異議なし

(部会長) 別添のとおり答申することに決定する。

- (2) 事務局から「小樽新光複合施設」(小樽市)に関する届出について、届出の概要説明及び7月27日に行った事前説明内容の再確認を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事前説明における確認内容

①当該施設の建物及び土地の管理者は誰か。

また、届出者と小売業者の関係性はどうなっているのか。届出書には記載されていないため、もう少し具体的に説明願いたい。

(回答) サツドラ棟敷地の所有者はNTT東日本で、その子会社のテルウェル東日本がサツドラ棟の建物設置者、服部商店棟は敷地も建物設置者も服部敏一氏となっている。服部商店は前営業場所である朝里市場(当該店舗の道道を挟んで向かい側)から移転して営業し、惣菜店と喫茶店も同建物内で営業する。

②周辺見取図について、届出店舗部分を色分けするなど、わかりやすくした方がいいのではないか。(図-2周辺見取図)

(回答) 別紙のとおり、色分けした周辺見取図を追加書類として提出。

③従業員等駐車場及び冬季堆雪場所の配分について、必要駐車台数は確保されているが、混雑時の対応ができるよう、来客駐車場にももう少し台数を寄せてもいいのではないか。

(P6施設配置図)

(回答) 従業員駐車場及び冬季堆雪場所は、繁忙時には来客駐車場として利用することを想定しており、十分広い駐車マスと車路を確保して設計している。

④出入口②付近の既存切り下げについては、来客自動車が入りできないよう、切り上げ工事を行うのか。(P6施設配置図)

(回答) 既存切り下げの未使用部分はそのままにしているが、駐車場外周部の出入口以外の部分については、バリカーの設置や既存擁壁があるため、自動車の出入りは出来なくなっている。

⑤必要駐車台数の算定方法について、指針で定められている方法で算出されているが、当該立地箇所は交通量が非常に多く、渋滞が発生することもあるため、地域の実情に応じた基準が定められているのであれば、その基準と比較したうえで、算定したものとなっているか。

特に自動車分担率はどうか。(P10必要駐車台数の算定)

(回答) 小樽市の駐車場整備については、「建築物における駐車施設の附置に属する条例」で定められているが、対象地区が市街地中心部とその周辺地区となっており、当案件は地区対象外となっているため、大店立地法の指針に定める駐車場の算定基準を使用している。

また、現地状況に適応した駐車場運営(例:右折出庫禁止や交通整理員配置など)や店舗運営(営業時間や特売日の設定など)を行うこととしている。

⑥11月29日の道警本部交通規制課との協議について、出入口②を横断歩道から10m離し、右折出庫をしないよう案内するとしているが、11月21日の小樽建管事業室事業課の協議後に上記の件について、29日以降改めて説明を行っているか。

(P59関係機関との協議状況)

(回答) 小樽建設管理部事業室事業課とは出入口②を設置する際に、新規で切り下げ工事をする場合は再協議することとしているため、今回は道警本部の指導により他の既存切り下げをそのまま使用することとしており、再協議は行っていない。

⑦教育委員会との協議について、近隣に小学校があるが、それに関する交通関係協議の記載がない。具体的にどのような協議を行っているのか。

(P59 関係機関との協議状況)

(回答) すぐ向かいが朝里小学校であり生徒が多数通行すると予測されたため、11月21日付けで交通安全に十分留意して営業する旨の協議を小樽市教育委員会と行っており、その後、教育委員会からは特に指摘等はなかった。交通協議に関しては、11月10日及び11月21日付けで、小樽警察署に協議しているが、特に指摘等はなかった。

⑧小樽市関係課との協議について、指摘事項や疑問点などはなかったか。届出書には、後日連絡とあるが、その後の対応の記載がされていない。

(P59 関係機関との協議状況)

(回答) 届出前に関係各課からの追加のご質問等はなく、届出後の地域住民向け説明会や、説明会内容の小樽市への報告時にも特に意見等はなかった。

イ 質疑、発言

(委員 A) ④の切り下げについて、原状回復する予定があるのかどうか。

また、小学校が近いため、万が一のことを考えて、通学児童に配慮する必要もあるのではないか。

(事務局) 道路自体は通学路にはなっていないが、資料の写真にもあるとおり、既存の切り下げは出入口として使用をしないため、バリカーで閉鎖し、車の出入りは出来ないようになっている。基本的には道路管理者の管轄であるため、原状回復はしないが、バリカーが設置されていることにより、視覚上の配慮はされている。

(委員 A) 了解した。

(委員 B) 前回審議会にて、関係機関との協議状況の中で、交通規制課との協議内容について、「11月29日付けで協議した内容を、小樽建管事業課に伝えているか。」という質問をしたが、今回の回答の内容が理解できない。回答が質問内容の趣旨に即していないのではないか。

(事務局) 11月29日付けの交通規制課との協議内容は、小樽建管事業課は存じていないが、事業課としては、切り下げを新たに作る場合については協議が必要と話しており、今回は既存の切り下げをそのまま出入口に使っていることから、再協議は行っていない。

(委員 B) 協議内容が変われば、事業課としては何か問題が起こる可能性もあるので、当然変更内容については伝えるべきなのではないか。次回からは留意願いたい。

(事務局) 了解した。

(部会長) 他に意見等がなければ、「小樽市新光複合施設」の新設届出については、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別添答申案のとおり答申案のとおりとすることで良いか。

(全 員) 異議なし

(部会長) 別添「小樽新光複合施設」のとおり答申することに決定する。

- (3) 事務局から「(仮称) TRIAL 小樽新光店」(小樽市)に関する届出について、届出の概要説明及び7月27日に行った事前説明内容の再確認を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事前説明における確認内容

①荷さばき施設①の搬入トラックについて、10t車が敷地内で転回出来る広さとなっているか。

(図面3建物配置図及び平面図、P15関係機関との協議状況)

(回答) 敷地内で切り返しができる十分なスペースがあるため、転回は可能となっている。

②審議案件に関する概要の「夜間の音源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果」の表記について、最終的な評価が「×」で終わっているが、その後の具体的な対応策の記載をする必要があるのではないか。

また、別紙の時間超過率の考え方の根拠となっている、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」の特定工場等に当該施設は該当するのか。

(審議案件に関する概要、別紙)

(回答) A2.夜間(午後10時～翌午前6時)の8時間のうち、超過音源(大型車両走行音(中型)及び来客車両走行音)の発生時間が24分(全体の5%)以内であるため、騒音規制法における評価値である「90%レンジの上端値(L5)」は規制基準を下回っていることから、環境へ与える騒音の影響は軽微であると推測されるとしている。

なお、他県ではこの考え方を県の基準として明文化されている。

また、開業後、周辺住民より苦情等が発生した場合には防音壁の設置等対策を講じるが、超過時間が少ない現状においては、静穏作業の指導徹底等、対応することとしている。

その他対応策として、届出書中に「従業員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行を行うよう指導する」、「アイドリングストップを周知・指導する、夜間の荷さばき作業については、荷捌きドライバーに対し場内徐行、静穏な作業に努めるよう指導徹底し、周辺生活環境に配慮する」旨の記載がされている。

また、本届出の施設は特定工場等には該当していないが、大店法指針において、騒音の評価基準については、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」を尊重し、評価することとしている。

③小樽市との協議について、騒音超過についての意見が本当でないのか。届出書には検討するとあるが、その後の対応の記載がされていない。

今回のケースは最終的に基準値を超過しているため、何かしらの対応が必要となるが、そのことについて何も触れていないのは適切ではない。

(P15関係機関との協議状況)

(回答) 振興局から商業労政課に確認したところ、環境課からの回答としては、騒音レベルの夜間最大値の基準値超過について、定常的な騒音ではないため、即時対策を求めるものではないが、開店後に騒音に関する住民からの苦情が生じた場合は、周辺状況に応じた対策を講じる必要があるとしている。

別紙のとおり、関係機関との協議状況を追加書類として提出。

④調理臭及び悪臭の発散防止について、「臭気を伴う作業及び廃棄物の発生は予測されない」と記載されているが、実際は生ごみ等の廃棄物は発生するのではないか。発生するとすれば表現誤りではないか。

また、トライアルで扱う商品について、具体的にどのような物があるか教えて欲しい。

(別紙8 P14(5)指針に示された内容に係る参考資料(総括表))

(回答) 実際の取扱商品は生鮮品、食料品、衣料品、日用消耗品等となっており、調理臭及び

悪臭が発生する可能性があるため、表記誤り。

対策として、加工場や保管施設の定期的な清掃等により、臭気発生を抑制することとしている。

⑤関係課との協議状況について、必要最小限の協議しか行っていないのではないか。交通面や環境面は出来るだけ多くの関係課との協議を行い、開店後に問題が発生しないよう努めるべきではないか。

(P15 関係機関との協議状況)

(回答) 振興局から商業労政課に確認したところ、商業労政課から環境課、ごみ減量推進課、都市計画課にそれぞれ照会しており、各課からの意見等はないとの回答があった。

⑥大店立地法の指針とは直接関係はないが、24時間営業に対する近隣の生態系への配慮や照明対策等はおこなっているか。

(P15 関係機関との協議状況)

(回答) 生態系への配慮については、計画地周辺は特に保護すべき地域に地域には指定されていない。

また、照明は必要最小限とし、敷地内照射とする計画。

補足説明

時間超過率の考え方は、道全体の考え方ではない。各部会及び各地域に色々な市町村があり、条例等を作成している市町村がある。後志振興局としては、それぞれの市町村の考え方を十分に勘案して決定している。

地元小樽市に確認した結果、この時間超過率に関して、それほど問題ではなく、軽微なものではないかという意見が出されたので、その意見を尊重してこの時間超過率の手法を持って判断しているところである。

イ 質疑、発言

(部会長) 今の説明は北海道としての判断なのか。各市町村の条例等を大事にしていくという考え方なのか。

各委員について、ご質問等はないか。

(委員 A) 騒音の件について、札幌市の過去の事例はどうなっているか、振興局で把握しているか。

(事務局) 把握していない。

(委員 A) この回答内容では、トライアルとしては現状のまま対策は行わないと見受けられるため、24時間営業については変更するべきではないのか。少なくとも24時間の荷さばき時間は、どんなに譲歩しても意見を述べるべきではないか。

回答にある90%レンジの上端値については、指針に沿っていないのではないかと。根拠として、大店立地法の指針では昼間は等価騒音の時間単位で平均値を見ることとなっているが、夜間については個別の最大値を見ることとなっているため、時間超過率の考え方は指針の主旨には即していないと思われる。とはいえ、指針は必ずこの基準を使用するというのではなくて、仮にこの考え方が合理的な対応ということであれば、前回の案件では特に意見は述べなかったが、今回は10数デシベルと大幅に超える箇所があるため、他に何らかの指針に沿った合理的な対策が必要となると考える。

対応策は二つ考えられるが、自動車走行音と大型車両走行音について考える必要がある。疑義回答にある「静穏な作業」等に記載されているが、大型車両については対応策にならないため、意見を付すか、24時間の荷さばき作業の見直しが必要と考える。

24時間の営業及び24時間の荷さばき作業については、山、川に囲まれている店舗は生態系の影響も出るのではないか。一度専門家に意見照会するのも良いのではないか。

(部会長) 振興局の考えはどうか。

(事務局) 先に他の委員の意見を伺ったうえで、説明する。

(部会長) 了解した。では、委員B願する。

(委員B) 私も委員Aと全く一緒の考えである。

他県の事例を出して来たのは良いが、時間超過率の考え方は、問題をすり替えていると思う。この届出を出してきている事が理解出来ない。

大店立地法の音の考え方と、この考え方はそぐわない。音の変動を決める際に、時間超過率の事が出てくるのはおかしいのではないか。

8時間のうち、約30分うるさくても良いという考え方にはならない。準拠すると明文化されていないのであれば、この考え方は厳しいのではないか。

(部会長) 委員C願する。

(委員C) 前回審議会にて、概要の関係行政機関との協議状況の様式内に協議先、協議日時、協議内容のほかに対策対応方針等をなぜ記入しないのかという疑問をしたと思うが、道としてこの書式の中に対応方針等を記載しないのは本来おかしいのではないか。

小樽警察署との協議状況で「荷捌き施設①は10t車が敷地内で転回可能なものとする。」と指摘されているのに対して、その後の対応が書いていない。次回からは対応方策を記載すべきである。

(部会長) 委員D願する。

(委員D) 他の委員の意見でもあったように、騒音の基準値がオーバーしていることは異様な状態である。もう少し踏み込んだ取り組みをするべきではないか。せめて住民に対する対応策をしっかりと取るべきではないか。

最初から騒音の基準値を超えているものを提出するのがおかしい。設置者は、地域を軽視しているのではないか。地元市町村が本来、住民の意見等を設置者側にもっと伝えるべきではないか。

(部会長) 委員E願する。

(委員E) 皆さんの意見に賛成である。こちらから疑義照会という形で色々と意見を出し、対応策をお願いしたいという強い気持ちに対して、回答のほとんどが説明のみで終わっている事に違和感がある。もう少し踏み込んだ対応策が必要と感じている。

(部会長) ポイントとなるのは、委員Aや委員Bの意見で、騒音の基準値が前例よりも行き過ぎてしまい看過できないという意見が大半であった。私も今までにこんな事例を経験した事がない。極端に基準を行き過ぎた事に対し、後志振興局としてはどう考えているのか。

(事務局) 先ほど後志振興局から補足説明させていただいたとおり、基本的な考え方として地元市町村からの意見を拠り所にして審議していただければと思う。

時間超過率の考え方は他県が採用している事例のため、一定の考え方について容認出来ると考え、今回の審議案件にあげている。

振興局としては、地元の自治体や住民からこういった意見が出るのか、どのような具体的な影響について地元が考えているかを勘案したうえで審議していただき、結論を導きだしていただければと考えているところ。

確かに今回は他の案件に比べて、超過しているデシベル数は多いが、地元からの意見が出ていないため、道としての意見を述べる必要がないと考えている。

ただ、先程委員の方々から、非常に違和感があることや、今後の対策について、申し述べるべきではないかという意見も強く言われているが、それについて知事として意見を述べるべきか、後志振興局としては慎重に考えたい。

後志振興局としての立場から設置者に対してなんらかの意見を公書で述べ、今後の対策について検討するように述べる事は可能である。

基本的な考え方としては、自治体や地元住民の意見に寄らせていただきたい。

また、今後の不安材料については何らかの形で設置者に伝えることを考えている。

(部会長) 他に何か意見はあるか。

(委員B) 道の考え方としては、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準は満たしているという考えで良いか。また、他県も超過時間率を使用しているのか。それとも特定工場等の基準を準用すると、明文化されているのか。

(事務局) そもそも、特定工場等の基準については、大店立地法の指針で取り上げられている。

(委員B) その基準が満たされていると考えているのか。

(事務局) 時間超過率の考え方については、振興局としては、そのような考えもあると思っ
ているところ。

(委員B) 前回の資料に書かれていたが、少なくとも特定工場等の基準は、継続時間につ
いては、全く書かれていない。

騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合には、測定値の90%レンジ

の上端値を数値化すると記載されている。

それと、基準を超過している騒音の継続時間は全く関係がないが、道としてはこの基準が満たされていると考えているのか。

(事務局) 振興局の立場から申し上げる形となるので、道としての統一見解ということにはならない。

(委員B) 振興局として、今回の案件はこの基準を満たしているということで良いか。

(事務局) 等価騒音ではなくて、夜間に発生する騒音の最大値の考え方については、音の大きさを主眼として捉えるべきであり、時間軸に置き換えて考えるべきではないと言われているのだと思うが、今回の案件はデシベル数を時間軸に置き換えて8時間の5%以内であれば容認できるという考え方であり、その考え方については他県でも取り入れられている。

(委員B) 他県では継続時間の取扱いについて、明文化されているのか。

(事務局) 振興局から見るとその考え方は取り入れられていると見える。

よって、振興局としてはデシベル数を時間軸に置き換えて、超過時間が5%以内であれば、生活環境に与える影響は軽微であるという考え方については取り入れたいと考えている。

なお、超過している時間の長さやデシベル数等の基準はないため、繰り返しになるが、本案件については、地元市町村として許容範囲なのか、地元自治体や住民から意見が出ているかどうかをもって判断してはどうかと考えている。

本件を振り返ると地元市町村や住民からは意見等が出ていないため、許容される範囲なのではないかと考えている。

(委員B) 言いたいことは理解できるが、もし地元市町村が受け入れるのであれば、そもそも審議する意味はないという事にならないか。

(事務局) 地元から意見がでなかった場合、あるいは地元から意見がでた場合のそれぞれについて、ご審議いただきたいと考えている。

(部会長) この案件は、資料の出し方が少し違っていた。普通なら問題はなかったが、今回は話が合わない。

道として、あるいは振興局としては、各自治体からの意見をもって審議してもらいたいということや、時間超過率の考え方に関して振興局の方で預かり、出来る範囲での具体的な対応を行う等、色々な意見があったと思う。今回は2つの基準が出てきてしまっている。

そのやり方について、何か意見はないか。

(委員A) 大店立地法第8条第4項を見ると、市町村から徴収した意見及び住民の意見に配慮し、及び指針を勧案しつつ、意見がある場合には意見を述べ、ない場合には意見を述べないと書いてある。

これについて、指針の解説では、騒音の評価基準は、既存法令等の中から最も適当と考えられる基準や考え方を引用しており、これは騒音対策を事前に講じる際に尊重するべきものとして理解すべきであり、本基準値を超えることのみをもって直ちに法第8条第4項の意見の対象ということではないが、自動車走行に伴う騒音が敷地境界線である駐車場出入口において基準を超えることが避けられないような特別な場合を除き、原則として基準を満たすような対策を講じるよう努めるべきであると書かれている。

また、指針には夜間については当該騒音の発生の継続時間等を勘案すると書かれているため、これをもって、時間超過率の考え方を採用したと思う。

しかしながら、指針の解説を見ると夜間に発生する騒音は当該騒音の継続時間等を勘案するものとするとして書かれており、道としては、この指針の解説を踏まえて、敷地境界線で基準値を超過する場合には、直近住居壁際でも図るという合理的な対策の運用をしていると思うが、それでも超過する場合は、合理的な対策を取る必要があると記載されている。

今回の案件は10数デシベル以上も超過しており、夜間のうち約16分続く騒音に対して、その騒音に比例した合理的な対策が求められると考えるため、自動車騒音に対する合理的な対策をどうするのか、24時間営業を続けていくのかという点も踏まえて、対策を取らなければいけないと読み取れる。

また、市町村意見と指針はどちらも考慮しなければいけないので、市町村の意見のみ重視するというのは大店立地法の趣旨及び指針の趣旨には沿わないのではないのか。

案件の概要は公表されるものであり、指針に沿っていないものを通したという実例を残して良いのか。私としては意見を付けるべきである。

(委員D) 答申の期限はいつか。時間をかけても良いものなのか。

(事務局) 10月10日が8ヶ月制限の期日となっているので、それまでにはいただきたい。

(委員D) あまりにも問題が多すぎるのではないか。実際にこの騒音データの取り方が本当に正しいのかどうか疑問視するところもあり、データの整合性も含めて検討しなければいけないと思う。

また、答申案の内容について、どこまでが許容範囲であるかという問題もある。現状の指摘されている考え方で、答申内容に何らかの工夫をして答申するのか、もしくは、委員Aが言っていたとおり、事前に全てを整理した上でその旨を答申に記載するなど色々方法はあると思う。

(部会長) 要するに、答申を出すまでの間にもう一度審議会をやるかどうかということか。

(委員D) そのとおり。

ただ、何度も審議会を開催するという事はスケジュールの都合上できない可能性があり、意見を出された委員A及び委員Bの内容を踏まえ、設置者とも協議した上で、部会長による整理を希望する。

(部会長) 最終的にはそういうことになるかと思うが、今の話ではそう簡単に進めるのは難しいと思う。

(委員A) 意見を出すと2ヶ月遅れることになる。2ヶ月の間に意見に対する対応策を示さなければならない。前回の事前説明の段階では指摘されず、今回の審議会で新たに指摘されたものもあることから、意見を述べる必要があるのかどうか。

(委員D) そのことも考慮して、分かりやすい形で整理することが必要である。

(部会長) 私が整理する形になると思うが、方法としては、先程振興局からあった話に加えて、委員からの意見、特に委員A及び委員Bの2つの意見を調整した上で、答申することとなる。

両者の意見は専門的な意見のため、そこを無視する事はできない。お二人の意見は違うが、同じ方向の意見である。そこを無視してしまうと、審議会の意味がなくなるので、設置者との調整及び委員との調整を十分をお願いしたい。

また、審議会の進め方についても検討して欲しい。実際に決定する際には、違う観点から意見が出るかもしれない。内容次第では、また少し話をさせていただくことになる。

答申については、後志振興局と私で話し合い、整理させていただいても良いか。

その前に委員A及び委員Bとの話し合い及び設置者からのご意見をまとめてもらい、報告をお願いする。委員Dが話すとおり、地元住民への配慮をお願いしたい。審議会での熱い気持ちにきちんと答えていただきたい。

(委員A、B) それで良い。

(部会長) 了解した。

では、こちらは継続と言うことで終わらせていただく。

(4) 事務局から、次回開催日程を協議した結果、平成30年9月28日(金)10時00分からとした。

7 会議資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、議事録(概要版)に添付のとおり。